

介護サービス事業者の経営情報の報告について

2040年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と介護現場における人材不足の状況、新興感染症等による介護事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、3年に1度の介護事業経営実態調査を補完する必要があります。

このため、介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度が、令和6年（2024年）4月より創設されています。

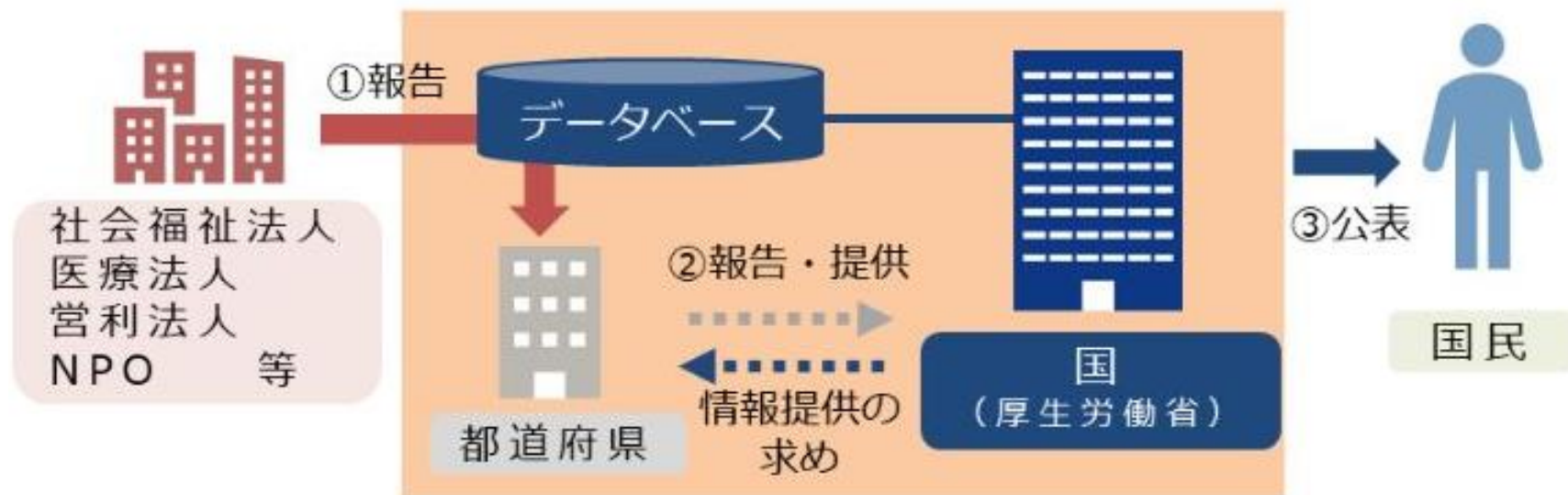
詳細はこちら 

介護サービス事業者経営情報データベースシステム（厚労省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>

介護サービス事業者の経営情報の報告について

<データベースの運用イメージ>



- ① 介護サービス事業者は、毎会計年度終了後に経営情報を都道府県知事に報告。
- ② 都道府県知事は、介護サービス事業者の経営情報に関する調査及び分析を行い、厚生労働大臣にも報告。
- ③ 厚生労働大臣は、介護サービス事業者の経営情報に関するデータベースを整備し、経営情報の把握・分析、結果の公表。

介護サービス事業者の経営情報の報告について

【対象】

原則、全ての介護サービス事業者

※ただし、以下については、対象外となります

- ・ 過去1年間で提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下のもの
- ・ 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことが出来ないことにつき正当な理由があるもの

介護サービス事業者の経営情報の報告について

【報告する情報と報告先】

介護保険施設・事業所における収益及び費用、職員の種別人員数、職種別の給与(給料・賞与) 等について、毎会計年度終了後に都道府県知事に報告

きのくに介護deネット（和歌山県HP）

<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/careprov/keiejouhou/keiejouhouDB.htm>

【公表方法】

厚生労働大臣は、収集した介護サービス事業者の経営情報に関するデータベースを整備し、属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表

介護サービス事業者の経営情報の報告について

【報告の期限】

介護サービス事業者による都道府県知事への介護サービス事業者経営情報の報告は、附則第140条62の2の4の規定に基づき、当該介護サービス事業者の毎会計年度終了後、3月以内に行うものとする。

ただし、令和6年度内に実施されるべき報告（令和6年3月31日から同年12月31日までに会計年度が終了する報告）に限り、報告期限を令和6年度末までとする（介護保険法施行規則の一部を改正する省令附則第2項）。

介護サービス事業者の経営情報の報告について

【令和6年度の報告（初年度報告）の流れ】

		令和 5 年度				令和 6 年度			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
事業所 A 会計年度 4 ～ 3 月	届出期間								
	会計年度								
事業所 B 会計年度 10 ～ 9 月	届出期間								
	会計年度								
事業所 C 会計年度 1 ～ 12 月	届出期間								
	会計年度								

介護サービス事業者の経営情報の報告について

【令和7年度以降の報告の流れ（以下は令和7年度の例）】

		令和 6 年度				令和 7 年度			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
事業所 A 会計年度 4 ～ 3 月	届出期間								
	会計年度	 届出対象年度							
事業所 B 会計年度 10 ～ 9 月	届出期間								
	会計年度	 届出対象年度							
事業所 C 会計年度 1 ～ 12 月	届出期間								
	会計年度	 届出対象年度							